

感予発 0731 第 3 号
令和 6 年 7 月 31 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
(公 印 省 略)

虐待やネグレクト等により定期の予防接種を受けられなかった者の取扱いについて

今般、予防接種事業の実施にあたり、虐待やネグレクト等により定期の予防接種を受けられなかった者の取扱いを下記のとおりお示ししますので、貴職におかれては十分留意の上、適切な対応をいただくとともに、関係機関等に周知を図っていただくようお願いいたします。

なお、本通知については、こども家庭庁支援局虐待防止対策課と協議済みであることを申し添えます。

記

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 1 項に規定されているところ、虐待やネグレクト等により規定の接種時期に定期の予防接種を受けられず、やむを得ず規定の接種時期を超えて接種を行ったものについては、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 2 条の 8 第 4 号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

各市区町村で、同号に該当するか否かを判断するにあたっては、接種を受けられなかった時期における被接種者の児童相談所等による対応履歴を確認すること等が考えられるが、個別の事情を踏まえて取り扱うこととしてよいこと。なお、自治体や関係機関間での情報共有に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に留意し適切に対応されたい。

以上

(参考) 予防接種法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 36 号) (抄)

(特別の事情)

第二条の八 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
- 四 災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）